

## 常勤役員報酬支給規程

### (総 則)

第 1 条 定款第 22 条に定める社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（以下「協会」という。）の常勤役員に対する報酬の支給（使用人兼務部分を除く。）については、この規程の定めるところによる。

### (報酬の種類)

第 2 条 常勤役員の報酬は、報酬及び通勤手当とする。

### (常勤役員報酬支給規程違反の取り扱い)

第 2 条の 2 この規程に違反して支給された報酬は、その超過した部分は常勤役員がこれを協会に返納し、その不足した部分は、これを協会が常勤役員に支給する。

### (時 効)

第 2 条の 3 この規程による報酬の請求権は、2 年間これを行わないときは時効によって消滅する。

### (俸給月報)

第 3 条 俸給の月額は、会長が別に定める額とする。

### (通勤手当)

第 4 条 常勤役員の通勤手当は、交通機関を利用する場合には定期乗車券購入費の実費を支給する。

### (報酬の支給定日及び締切日)

第 5 条 常勤役員の報酬の支給定日は、毎月 25 日（その日が就業規則第 8 条で定める休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日ではない日）とする。

2 常勤役員の報酬は、前項の支給定日において、当月 1 日から起算し、当月末日を締切日として計算した当月分の俸給及び通勤手当を支給する。

3 第 1 項及び第 2 項の規定に係らず、次の各号の一に該当するときは、当該役員又はその遺族の請求により、第 1 項に定める支給定日前であっても既往の勤務に対する報酬を支給する。

- (1) 常勤役員が死亡し又は退職し若しくは解任されたとき
- (2) その他会長が必要と認めたとき

(報酬の計算方法)

第 6 条 報酬締切期間の中途において就任され、又は退職（解任を含む。）した者の報酬は、勤務

した日数の日割り計算により支給する。

但し、死亡の場合は、当月分の報酬については、その全額を支給する。

(附 則)

第 1 条 この規程は平成 3 年 5 月 10 日から施行し、平成 3 年 3 月 21 日から適用する。

第 2 条 この規程の改正部分は平成 5 年 5 月 11 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

第 3 条 この規程の改正部分は平成 12 年 5 月 11 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。